

## 第5節 避難

担当：防災部・福祉部・医療保健部・消防部

地震・津波災害が発生し、又は災害による被害が発生するおそれがある場合において、災害から住民を保護するため、警戒区域の設定等さらには危険区域内の住民を適切に安全地域に避難させるとともに、必要に応じて避難所を開設し、避難者を保護するものとする。

### 1 実施責任者

#### (1) 避難の勧告及び指示

避難のための立退きの勧告、指示並びに避難所の開設及び受入れ保護は町長が行うが、町長と連絡がとれない場合は副町長が行う。

なお、法律に定める特別の場合は、避難の勧告及び指示を町長以外の者が実施する。

実施責任者	内容（要件）	根拠法
町長	災害全般	・災害対策基本法第60条
警察官	災害全般（ただし、町長が避難のための立退きを指示することが出来ないと認められるとき又は町長から要求があったとき）	・災害対策基本法第61条 ・警察官職務執行法第4条
海上保安官	〃（ 〃 ）	・災害対策基本法第61条
知事	災害全般（ただし、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき）	・災害対策基本法第60条
自衛官	〃（警察官がその場にはいない場合に限る）	・自衛隊法第94条
知事又はその命を受けた職員 水防管理者（町長）	洪水又は高潮による氾濫からの避難の指示	・水防法第29条
知事又はその命を受けた職員	地すべりに関する避難の指示	・地すべり等防止法第25条

#### (2) 避難所の設置

避難所の設置は、町長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された町長）が行う。

#### (3) 警戒区域の設定

警戒区域の設定は、町長が行う。

なお、法律に定める特別の場合は、町長以外の者が実施する。

実施責任者	内容（要件）	根拠法
町長	災害全般 災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合で人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要と認めるとき	・ 災害対策基本法第63条
警察官	災害全般 同上の場合においても、町長若しくはその委任を受けた町の吏員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったとき	・ 災害対策基本法第63条
海上保安官	災害全般 同上の場合においても、町長若しくはその委任を受けた町の吏員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったとき	・ 災害対策基本法第63条
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害全般 同上の場合においても、町長等、警察官及び海上保安官がその場にいないとき	・ 災害対策基本法第63条
消防吏員又は消防団員	水災を除く災害全般 災害の現場において、活動確保をする必要があるとき	・ 消防法第28条 ・ " 第36条
水防団長、水防団員又は消防機関に属する者	洪水、高潮 水防上緊急の必要がある場合	・ 水防法第21条

## 2 避難の勧告、指示の基準

避難勧告等の発令基準の概要は、おおむね次のとおりである。

種 別	基 準
避 難 勧 告	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 陸奥湾に津波注意報が発表され、事前に避難を要すると判断されるとき</li> <li>2. 強い地震（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難を要すると判断されるとき</li> <li>3. 災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき</li> </ol>
避 難 指 示	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 陸奥湾に津波警報が発表されたとき</li> <li>2. 避難勧告より状況が悪化し緊急に避難を要すると認められるとき</li> <li>3. 災害を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき</li> </ol>

## 3 避難勧告等の伝達

避難についての住民に対する周知徹底の方法、内容及び関係機関に対する伝達は、次のとおりとする。

なお、危険の切迫性に応じ伝達文の内容を工夫するなど、積極的な避難行動の喚起に努める。

### (1) 周知徹底の方法、内容

ア. 避難指示等の伝達は、最も迅速かつ的確に住民に周知できる方法により実施するが、おむね次の方法による。

(ア) 信号（警鐘、サイレン）により伝達する。

洪水及び高潮による避難の勧告、指示は、次の信号による。（津波による避難を含む）

警鐘信号	サイレン信号		
乱 打	約1分 ○————	約5秒 休止	約1分 ○————

(イ) ラジオ、テレビ放送により伝達する。

(ロ) 防災行政無線（同報無線）により伝達する。

(ハ) 広報車により伝達する。

(ニ) 消防団員等による戸別訪問、マイク等により伝達する。

(ホ) 電話により伝達する。

イ. 町長等避難の勧告、指示をする者は、次の内容を明示して実施する。

(ア) 避難が必要である状況

(イ) 危険区域

(ロ) 避難対象者

(ハ) 避難路

(ニ) 避難所

(ホ) 移動方法

(キ) 避難時の留意事項

（参考）消防団員等は、避難にあたり次の事項を住民に周知徹底する。

・戸締り、火気の始末を完全にすること。

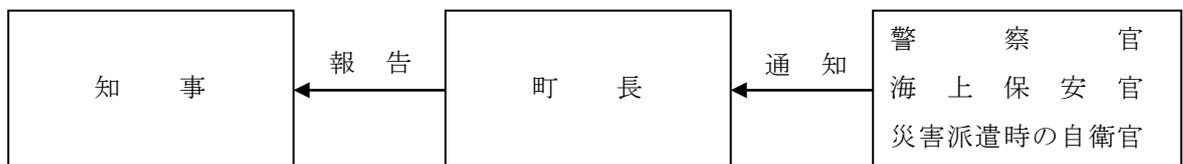
・携帯品は、必要な最小限のものにすること。

（食料、水筒、タオル、チリ紙、着替え、懐中電灯、携帯ラジオ、毛布、携帯電話（充電器を含む）等）

・服装は、なるべく軽装とし、帽子、雨具、防寒衣等を携行すること。

### (2) 関係機関相互の通知及び連絡

ア. 避難の勧告又は指示等を行ったときは、次の系統により関係機関に通知又は報告する。



(ア) 町長が避難を勧告し、若しくは指示したとき又は他の実施責任者が避難の指示をした旨通知を受けたときは、速やかにその旨を知事に報告する。また、避難勧告等を解除した場合も同様とする。

この場合の報告事項は、おおむね次のとおりとする。

a 避難勧告等を発令した場合

- (a) 災害等の規模及び状況
- (b) 勧告・指示の別
- (c) 避難の勧告又は指示をした日時
- (d) 勧告又は指示の対象地域
- (e) 対象世帯数及び対象人数
- (f) 避難所開設予定箇所数

b 避難勧告等を解除した場合

- (a) 避難の勧告又は指示を解除した日時

(イ) 警察官又は海上保安官が避難の指示をしたときは、直ちにその旨を町長に通知する。

(ウ) 水防管理者が避難の指示をしたときは、その旨を野辺地警察署長に通知する。

(エ) 知事又はその命を受けた職員が避難の指示をしたときは、直ちにその旨を野辺地警察署長に通知する。

イ. 避難の勧告又は指示を行ったときは、アのほか他の関係機関と相互に連絡をし協力する。

ウ. 警戒区域の設定等を実施した警察官又は海上保安官は、その旨を町長に通知する。

## 4 避難方法

避難の勧告、指示を行ったときの誘導等は、次のとおりとする。

### (1) 原則的な避難形態

ア. 避難の勧告又は指示が発令された場合の避難の単位は、指定する避難場所ごとになるべく一定地域又は自治会などの単位とする。

イ. 避難の勧告又は指示を発令するいとまがない場合等で、緊急避難を要する状況のときは、住民は自ら判断し最寄りの最も安全と思われる場所への自主避難に努める。

### (2) 避難誘導及び移送

ア. 誘導に当たっては、適切な時期と適切な避難方向への誘導、要配慮者の優先及び携行品の制限等に留意し、実施する。

イ. 避難誘導員は、町職員、消防職団員、自主防災組織構成員等が当たることとし、災害の状況によって誘導できない場合は、自らの生命の安全の確保を最優先とする。

ウ. 避難誘導の方法は、避難者数及び誘導員数に応じて、避難集団に付き添って避難を誘導する方法（引き連れ法）、又は避難者大勢に対して避難路上で避難方向等を指差したり、口頭で指示する方法（指差し法）のいずれか、あるいは併用により実施する。

エ. 避難者の移送は、大量移送が必要な場合はバス等とする。